

福島県復興計画(第1次) 重点プロジェクトの進捗状況調書

課題等と取組の方向性

平成24年9月21日

1 環境回復プロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 除染の推進

(全県におけるモニタリングの充実・強化)

課題等

- 原子力発電所の事故に伴い、放射性物質が多量に放出され、県内に広く拡散したことから、県民の安全を確保するため、全県における環境モニタリングを継続的に行うことが求められている。

取組の方向性

- 国や市町村と連携して、県内の空間線量率の状況や河川、海、土壌など、環境中における放射性物質の存在状況・移行状況を把握するための取組を継続して進める。

(国、県、市町村が連携して除染を実施)

課題等

- 除染を実施するにあたって人材の育成が求められている。
- 除染の促進のため、効果的・効率的な除染技術の普及が求められている。
- 前例がない上、除染対象が多いことから、発注業務等が市町村の負担になっている。

取組の方向性

- 除染業務に関する講習会などを開催し、除染の知識を持つ人材の育成に取り組む。
- 効果的・効率的な除染技術の普及を進めるため、優良な除染技術を公募し、実証・評価を行う。
- 発注業務に役立つ資料の提供や研修会の開催など、市町村の発注業務の支援に取り組む。

(農林地の除染)

課題等

- 福島県農林地等除染基本方針(農用地編)の中で除染目標として掲げている、県内で生産されるすべての農畜産物及び牧草のモニタリングにおいて、放射性セシウムが検出されないようにすることが求められている。
- 森林については、住宅等近隣の除染を最優先に進めることとされているが、住宅等近隣以外の森林の除染の在り方については方針が示されておらず、安全で効率的な除染手法や放射性物質の拡散防止のための技術も開発段階にあって、対応が遅れており、今後の除染の実施について見通しを立てる必要がある。

取組の方向性

- 市町村等が行う除染作業を円滑に推進するため、技術開発や技術情報の提供を行う。
- 森林施業による森林内の空間放射線量率の低減技術と施業手順等について、実

1 環境回復プロジェクト

証結果をとりまとめるとともに、実証された技術等について、環境省の「除染関係ガイドライン」への組み入れを目指す。その上で、住宅等近隣の除染と、原子力災害からの森林の再生と林業の復興を目指して行う中長期的な放射性物質の影響低減対策を、適切に組み合わせて森林除染を推進する。

(仮置場の確保)

課題等

- 仮置場の安全性等に対する不安などから仮置場の確保が進んでいない。

取組の方向性

- 地域対話フォーラムの開催や住民説明会への専門家派遣のほか、現地視察会の開催など、住民理解を促進する取組をさらに進めていく。

② 食品の安全確保

課題等

- 食品については、平成 24 年 4 月から放射性物質に関して新たな基準値が適用されたことから、これに対応した検査体制が求められている。
- 警戒区域の解除等に伴い飲料水検査の需要が増加することが予想されている。
- 住民に身近なところで食品に含まれる放射性物質を分析できるように全市町村に検査機器を配備したところであるが、追加設置の要望がある。また、放射能に関する知識や情報について地域住民に広く周知・啓発することが市町村から求められている。

取組の方向性

- 検査体制を充実・強化するため、検査機器のさらなる追加配備を検討する。また、正しい検査技術の習得のため、きめ細かな研修を行うとともに、引き続き地域住民を対象とした食品等の放射能に関する説明会を開催する。

③ 汚染廃棄物の処理

課題等

- 区域見直し前の警戒区域及び避難指示区域内の廃棄物については、国直轄処理となっているが、ほとんど処理が進んでいない。
- 放射性物質に汚染された廃棄物（下水汚泥、焼却灰等）について、放射性物質濃度が基準値以下であっても処理の安全性等に関する地域住民の理解が得られず、保管量が増大している。
- 放射性セシウムの濃度が 1 キロあたり 8,000 ベクレルを超える指定廃棄物について、国による処理が進んでいない。
- 下水汚泥について、現在処理施設内で保管している状況にあるが、保管場所にも限界がある。また、悪臭が発生し問題になっている。
- 農業系汚染廃棄物では、今後も大量の廃棄物の発生が見込まれており、減容化処理が課題となる。

1 環境回復プロジェクト

取組の方向性

- 国直轄処理区域の市町村の意向を踏まえながら、早急に取り組むよう引き続き国に働きかけていく。
- 引き続き国・地元自治体と連携し住民説明会を開催するなど住民理解を促進するための取組を行う。
- 指定廃棄物について、引き続き国に対して早期処理を要望していく。
- 県北浄化センターにおいて、保管汚泥の悪臭対策を継続して行うとともに、汚泥の減容化のため、乾燥施設の整備を行う。
- 農業系廃棄物については、国の実証事業を活用した仮設焼却炉の設置など、市町村での処理が加速化するよう支援を行う。

④ 拠点の整備

課題等

- 放射性物質により汚染された環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、調査・研究、技術開発、情報収集・発信、教育・研修・交流等を行う国際的な調査研究拠点の整備が求められている。
- 高線量地域における農林水産業の再生に向けた課題を解決するため、放射性物質が生産環境や農林水産物等に及ぼす影響を的確に把握するとともに、その影響を排除するための試験研究等を行う拠点の整備が求められている。

取組の方向性

- 現在検討を進めている環境創造センター（仮称）については、除染技術の開発やきめ細かなモニタリングなど必要な機能を効果的に発揮することができるよう十分な財源を確保する。
- 8月31日に知事がウィーンにあるIAEA（国際原子力機関）を訪問し、共同研究の要請を行っているところであり、引き続き国内の研究機関やIAEA（国際原子力機関）をはじめとした国際的な研究機関の誘致に取り組む。
- 高線量地域における農林水産業再生の新たな拠点となる「農林水産再生研究センター（仮称）」の整備に向け、財源の確保等を検討する。

(3) 委員からの意見

(4) 評価委員からの意見に対する県の今後の対応

2 生活再建支援プロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 安心できる生活の確保

課題等

- これまでは、①生活資金、②相談対応、③治安対策の3つの視点で安心できる生活の確保に取り組んできたが、避難指示区域の見直し等により、帰還される方、長期間他自治体での生活を余儀なくされる方等、避難者の状況に応じた支援が求められている。
- 特別養護老人ホームが6箇所休止中など警戒区域内の社会福祉施設が休止を余儀なくされている。
- 仮設住宅の約1割が高齢者の単独世帯となっており、仮設住宅における孤独死を防止する必要がある。
- 避難指示区域の見直し等に伴う損害賠償について、被害者への迅速かつ十分な賠償の実施が求められている。

・仮設住宅に暮らす独居高齢者（65歳以上） 1,323人（H24.1.31現在）
※約13,000世帯のうち8割回答。2401世帯（約23%）が1人暮らしでそのうち半数以上が65歳以上の高齢者。 【出典】 応急仮設住宅の実態調査による数値

取組の方向性

- 避難指示区域の見直し等による避難者の状況の変化に応じて、住環境の再建支援、雇用の維持確保のほか、帰還のための環境整備や生活再建の支援が必要であることから、特に、市町村の状況に応じて、帰還に必要な環境を整えるための除染、インフラ等の復旧や、長期間避難を余儀なくされる避難者の新たな生活拠点の整備に向けた支援に取り組む。
- 従前の福祉施設の再開や避難先での新設など、医療・介護・福祉サービスの提供体制の強化等を行う。
- 一層の高齢者の孤立防止や生きがい対策に取り組む。
- 引き続き、原子力損害対策協議会の活動等を通し、全ての損害について、被害の実態に見合った十分な賠償が迅速になされるよう取り組むとともに、県弁護士会等の専門家と連携し、原子力災害により被害を受けている県民、事業主等が円滑に賠償請求をできるよう、相談等の支援を行っていく。

② 住環境の再建支援

課題等

- これまで仮設住宅の整備や借上げ住宅の支援を進めてきたところであるが、浜通りを中心に民間賃貸住宅等の供給が逼迫するなど避難者等の住宅不足が問題となっている。
- 応急仮設住宅の供与期間が、今般1年延長されて3年間になったが、居室や通路の改善等、環境改善を行っていく必要がある。

・応急仮設住宅の入居人数推移（いわき市内）
H23.9.22時点※ 4,310人（※一時避難所閉鎖時点）
H24.6.29時点 7,078人（上記時点から64.2%増） 【出典】 災害対策本部

2 生活再建支援プロジェクト

取組の方向性

- 避難者が安心して暮らせるよう、各自治体の意向を踏まえながら復興公営住宅整備計画の策定を進めていく。

③ 雇用の維持・確保

課題等

- 帰還を見通せない状況にあり、生活基盤をどこに置くか見極められないため、求職活動へ進めない状況がある。
- 求職者の求める雇用形態や職種が必ずしも見つからないミスマッチの状況が見られる。
- 避難先での営農再開のためには、避難先での資金確保や一定の農地の確保が必要である。
- インフラ復旧や除染に従事する作業員、保健・医療・福祉従事者、ボランティア、他自治体からの派遣職員など利用できる宿舎が不足している。

・有効求人数と就職件数の推移

平成 24 年 7 月 有効求人数 37,622 人 (29.5%) 就職件数 3,684 人 (▲12.2%)

正社員の有効求人倍率 0.56 倍 (0.23p)

平成 23 年 7 月 有効求人数 29,056 人 (50.0%) 就職件数 4,196 人 (19.5%) ※ (前年同月比)

正社員の有効求人倍率 0.33 倍 (0.12p)

【出典】福島労働局：最近の雇用失業情勢

求人数の増加に比べ、就職件数や正社員の有効求人倍率は低い伸びになっている。

取組の方向性

- 緊急雇用創出にかかる基金を活用して被災者の雇用を創出してきたが、引き続き被災求職者の生活基盤の安定のため、多様な就労機会の確保を図るとともに、産業施策と一体となった雇用面からの企業支援を行うなどの安定的な雇用機会の創出を図る。
- 避難者が帰還するまでの間、避難者の避難先での就職支援には、居住地の確保など、生活再建と一体となった総合的な雇用支援に取り組む。
- 雇用のミスマッチの解消に向けて、就職相談や職業紹介をはじめ、職業能力の開発支援に取り組む。
- 避難先等での営農再開に向け、関係団体等と連携した相談活動を行うとともに営農資金に対する助成の実施とその周知に取り組む。
- 復旧等に関わる作業員や浜通りに就職する人たちの住宅の確保も雇用と合わせて取り組む。

④ 県外避難者への支援

課題等

- 県外避難者がさらに県外で転居する際、借上げ住宅費用が無料にならないなどの制度上の問題を解決し、避難者に十分に寄り添った支援を行う必要がある。

2 生活再建支援プロジェクト

- 本県からの県外避難者が必要とする生活支援を受けられるよう、引き続き、受入各県に支援を求めていく必要がある。

取組の方向性

- 引き続き、県外駐在職員を積極的に活用し、避難元・避難先自治体や避難者支援活動を行う民間団体等との連携による生活相談や交流会等を通じて避難者に寄り添った対応に努め、各都道府県に対しても支援をお願いしていく。
- 引き続き自主避難者への生活再建に向けた支援に取り組む。
- 原発事故子ども・被災者支援法基本方針に避難者の実情に沿った具体的な施策が盛り込まれるよう市町村と連携のうえ国へ求めていく。

(3) 委員からの意見

(4) 評価委員からの意見に対する県の今後の対応

3 県民の心身の健康を守るプロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 県民の健康の保持・増進

課題等

- 外部被ばく線量を把握するための基本調査（問診票自記式）が、今後の長期にわたる健康管理を行う上で重要であるが、会津地方の回答率が特に低く、県全体としての回答率は22.8%に留まっている。
- 基本調査における線量推計作業については、回答のあった問診票の内容確認等により時間を要しており、推計率が7.8%に留まっている。
- 県民の健康管理を図るためには、放射線の影響のみならず、健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療につなげていくことが重要である。
- 学校給食の検査体制の整備など、保護者の学校給食に対する不安の払拭を引き続き実施する必要がある。

取組の方向性

- 基本調査の回答率向上のため、調査の趣旨を県民に理解していただくよう、新たに仮設住宅への戸別訪問や、ふるさと絆情報ステーションにおける問診票の書き方相談を設置するなど、さらに周知について取り組む。
- 線量推計作業においては、さらに事務の迅速化を図るための方策を検討する。
- 健康診査、甲状腺検査、内部被ばく検査などの検査体制の充実、医療機関等との連携による継続的な実施を図る。
- 給食用食材の事前検査を継続して行い、その結果を公表するなどにより、保護者の不安の払拭を図る。

◆ 基本調査問診票回答率（平成24年7月31日現在）

調査区分		調査対象者数	回答数	回答率
先行調査	川俣町（山木屋） 浪江町、飯館村	29,044人	16,209人	55.8%
全県民調査	先行地区除く	2,027,950人	452,832人	22.3%
合計		2,056,994人	469,041人	22.8%

◆ 線量推計作業の進捗状況（平成24年7月31日現在）

調査区分		回答数	推計済数	推計率
先行調査	川俣町（山木屋） 浪江町、飯館村	16,209人	15,743人	97.1%
全県民調査	先行地区除く	452,832人	21,018人	4.6%
合計		469,041人	36,761人	7.8%

3 県民の心身の健康を守るプロジェクト

② 地域医療の再構築

課題等

- 本県の医療提供体制は震災前から極めて厳しい状況にあったが、東日本大震災後、状況はさらに悪化し、特に浜通りにおいては医療従事者の県外流出等があり、地域医療の再構築が必要である。
- 避難指示区域の見直し等により、県民のふるさと帰還に向けて医療機関の再開、医療従事者の確保等が課題である。

取組の方向性

- 地域医療の再構築に向けて、医療従事者の確保、被災医療施設の復旧、地域の状況に応じた救急医療の強化などに取り組む。
- 帰還にあたって必要な医療が確保されるよう医療提供体制を再整備する。
また、今後、長期間帰還できない住民を受け入れる自治体において、新たな生活拠点の整備が進み、医療需要も増大することから、医療機関の役割分担と役割に応じた機能の強化を図るとともに、医療機関相互の連携を促進して医療提供体制を強化する。

◆ 浜通りの病院における東日本大震災前後の常勤医師数

	H23. 3. 1	H24. 8. 1	増減	増減率
常勤医師数	381人	336人	△45人	△11.8%

◆ 浜通りの病院における東日本大震災前後の看護職員数

	H23. 3. 1	H24. 7. 1	増減	増減率
看護職員数	3,683人	3,366人	△317人	△8.6%

③ 最先端医療体制の整備

課題等

- 県民健康管理センター、最先端医療施設等の機能を有する福島県立医科大学新センター（仮称）では、センター運営に必要な最先端医療の提供と研究を実施するための人材確保、恒久的な財源の確保が課題となっている。

取組の方向性

- 基本構想策定の中で、組織の運営体制や経営体制等について、今後の方向性等を検討していく。

④ 被災者等の心のケア

課題等

- 被災者は、将来の生活や健康等に対する様々な不安と孤独感などの精神的負担を抱えていることから、きめ細かな心のケアが重要である。
- 県外避難者への心のケアは、受入自治体等に頼っている状況であることから、心のケア体制を充実させる必要がある。

3 県民の心身の健康を守るプロジェクト

取組の方向性

- 中長期的、継続的な心のケアが実施できるよう、ふくしま心のケアセンター、市町村、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、相談体制の機能強化を図る。
- 県外避難者への心のケアについて、受入自治体などの関係機関と連携を図りながら、どのように相談体制を構築するか検討する必要がある。

(3) 委員からの意見

(4) 評価委員からの意見に対する県の今後の対応

4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 日本一安心して子どもを育てられる環境づくり

課題等

- 子どもの放射線の影響による健康上の不安により、子育て世代の県内外への避難が続いており、その不安の解消が必要である。
- 避難指示区域の見直し等により、帰還される方、長期間他自治体での生活を余儀なくされる方等、避難者の状況が変化する。

・東日本大震災に係る子どもの避難者（18歳未満避難者数）
30,109人（内訳）県内12,214人、県外17,895人（※H24.4.1現在の市町村把握数）

取組の方向性

- 放射線による不安の解消を進めるため、引き続き、除染の迅速かつ確実な実施を進めていく。また、低線量被ばくについて、子育て世代の心情等を踏まえたリスクコミュニケーションを推進するとともに、引き続き、子育て世帯のストレス軽減や子どもの健全育成のため、屋内遊び場の設置や自然体験活動への支援を行っていく。
- 避難指示区域見直しに伴い、避難者の帰還や他自治体で長期化する避難生活に対応した子育て環境の整備について検討する。

② 生き抜く力を育む人づくり

課題等

- サテライト校9校をはじめ、仮設校舎で授業を行っている県立学校が19校あることなどから、教育環境を早期に整備する必要がある。また、児童生徒等の心のケアや学習支援をはじめきめ細かな教育的支援を引き続き行う必要がある。
- 震災の教訓の継承、復興に向けた新しい産業の振興などのため、震災を踏まえた教育が求められている。

取組の方向性

- 被災した学校施設の復旧の早期実現やサテライト校の教育環境等の整備に努めるとともに、児童生徒に対してきめ細かな対応ができるよう、長期にわたって教員の加配を行う。また、震災からの復興を担う人材育成に資するため、新たな修学支援制度について検討する。
- 震災の教訓を生かした道徳教育や防災教育、医学や新たな産業の基盤となる理数教育、発達段階に応じた放射線教育や再生可能エネルギー教育、国際化の進展に対応できる人づくりなど、福島の再生に向けた「ふくしま」ならではの教育を推進する。

③ 福島の将来の産業を担う人づくり

課題等

- 地域ごとに企業のニーズが異なっているなど、ニーズに見合ったきめ細かい人材育成が求められている。

4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

- 再生可能エネルギー、医療、介護・福祉、情報通信及び観光など、今後、成長が見込まれる分野における人材ニーズが高まるとともに、国際競争の激化や技術革新などにより、一層高い能力を有する人材を育成することが求められている。

取組の方向性

- 地域自らが積極的に参画できる形での人材育成に取り組む。
- 地域産業や高等教育機関等と連携した本県の復興に資する産業を担う人材の育成・能力開発を推進する。

(3) 委員からの意見

(4) 評価委員からの意見に対する県の今後の対応

5 農林水産業再生プロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 安全・安心を提供する取組

課題等

- 基準値を超える食品を流通させないため、農林水産物のモニタリング検査を実施し、産地における放射性物質検査体制及び検査結果を消費者等に提供する仕組みをより充実させていく必要がある。さらに、農産物価格が低迷したまま戻らないので、引き続きPRが必要である。
- 原発事故の風評被害により、県産材の取引が停止される等の損害が発生していることから、定期的な検査の継続及び充実が必要である。
- 県内の各種水産物について、出荷や採捕の制限がかけられていることから、モニタリングの継続によって汚染状況を把握し、水産物の安全性確保を図っていく必要がある。
- 農業においては、土地の種類・成分等により、放射性物質の作物への吸収が異なるため、詳細調査が必要である。

・ 食品中の放射性物質の基準値（平成24年4月1日施行）

飲料水 10Bq/kg、牛乳 50Bq/kg、乳児用食品 50Bq/kg、一般食品 100Bq/kg

取組の方向性

- モニタリング検査を継続しつつ、それぞれの地域においても、より確実かつ効果的な検査が実施できるよう支援するとともに、現在は米やももが中心のインターネットを利用した検査結果や産地情報の検索について、品目を拡大し、消費者が求める情報をわかりやすく提供する「情報の見える化」を一層進めていく。また、関係団体等と連携しながら安全性をアピールする活動を展開していく。
- 県産材の安全性の確認と利用促進を図るため、木材業界が自ら取り組む定期的な放射線量調査の実施を引き続き支援していく。
- 水産物のモニタリング調査の継続と漁業者、流通業者及び水産加工業者への情報提供等を行うことにより、安全・安心への理解を深めながら、漁業再開に向けた試験操業の着実な実施を支援していくとともに、沿岸漁業再開後の検査体制を整備する。
- 農作物への放射性物質の吸収を抑制するため、土壌等の継続調査や作物ごとの吸収要因の解析、対策の周知等を進めていく。

② 農業の再生

課題等

- 甚大な被害を受けた津波被災地域の農地・農業用施設について、受益者との意向調整や、道路、河川、海岸等の復旧計画との調整に時間を要することから、速やかな対応が必要である。
- 避難指示区域が見直された地域における被災箇所の復旧を進める必要がある。
- 被災農業者等が、津波による農地・農業用施設の流出や風評被害での収入の減少などによって営農を継続することが困難になる、あるいは避難指示を受け

5 農林水産業再生プロジェクト

て離農せざるを得ない状況が生じており、その対応が必要である。

- 園芸については、風評被害や燃油の高値等の影響を受け、農家経営はこれまでになく悪化しており、その対応が必要である。
- 畜産については、肉牛は全頭検査を実施し、安全性を確認した上での出荷を行っているが、価格は依然として低迷している。また、暫定基準値（500Bq/kg）の経過措置期間が終了し、本年10月より新基準値が適用となるため、引き続き県産牛肉の安全性を確保する必要がある。さらに、草地の除染に困難が生じており、粗飼料を購入せざるを得ないことなどから、経営上の負担を軽減する必要がある。
- 原子力災害による風評被害により農林水産物の販売価格が低迷しているが、農林漁業者の安定的な所得の確保と雇用の創出が実現され、もって地域が活性化するためには、地域産業6次化のさらなる推進が必要である。

・農地・農業用施設等の被害状況（平成24年7月5日現在）

5,709か所、被害額2,374億円

取組の方向性

- 津波被災地域の復旧については、予算の確保とともに、人員の確保も検討する。
- 避難指示区域の見直しに合わせて、早期の住民帰還、営農再開が図れるよう農地・農業用施設の復旧を進めていく。
- 被災農業者等の経営安定や避難先での営農再開への支援として、個別相談を行うとともに、園地整備や管理用機械の導入などの生産基盤整備に対する補助や、金融支援などを効果的に行っていく。
- 園芸については、それぞれの地域における検査が確実かつ効果的に実施できるように支援し、県産園芸作物の安全性を確保するとともに、従来燃油を多用する園芸栽培には、省エネルギーや低コスト化に向けて再生可能エネルギー等の活用が重要となっていることから、その活用及び定着を図っていく。
- 肉牛については、新基準値に対応した方法等での全頭検査を継続し、県産畜産物の安全性を確保していくとともに、国に対しては、全頭検査体制の構築と検査費用の全額負担を引き続き要望していく。また、畜産農家の経営負担軽減を図るため、草地除染の進行状況を踏まえつつ、粗飼料購入に係る資金の無利子での貸付を継続する。
- 農林漁業者及び商工業者等の相互交流や意欲ある人材の発掘・育成、高付加価値商品の開発や創業の支援、販路の拡大など関係機関とも連携した支援を継続し、地域経済の活性化を図っていく。

③ 森林林業の再生

課題等

- 被災した治山施設等の速やかな復旧を行う必要があるが、復旧規模が大きく、また、警戒区域内の放射線量の高い地区での工事の取扱など、状況に応じた対応が求められている。
- 木質バイオマス燃料の利用促進とその持続的な供給を図りつつ、震災復興需要に向けた県産材の安定供給を行うため、放射性物質の影響を明確にした上

5 農林水産業再生プロジェクト

で、計画的な生産活動を行う必要がある。

取組の方向性

- 災害復旧工事について、事業期間や事業費の弾力的な執行について国に求めていく。
- 木質バイオマスの利用施設整備の取組を支援するとともに、森林調査によって木材の放射性物質の吸収等を把握し、汚染状況に応じた木材利用の検討を行った上で、震災後の多様な木材需給動向に応じた供給が行えるよう支援する。

※森林除染については、「1 環境回復プロジェクト」で記載。

④ 水産業の再生

課題等

- 甚大な被害を受けた水産業共同利用施設、漁船・漁具等を早急に復旧することが求められている。
- 漁場に堆積した津波により壊れた建物等が操業の妨げとなって、漁場の生産力が低下していることから、その対策が必要である。
- 津波による漁具や設備の喪失や、沿岸漁業の自粛等により、漁業者、水産加工業者の経営維持に必要な資金が不足していることから、その対策が必要である。
- ヒラメ、アワビ等の放流用種苗の生産施設が被災し、県内での種苗生産が中断していることから、施設の再整備が必要となっている。

・水産業共同利用施設の被害状況（平成24年3月5日現在）

被災施設数 233 施設、被害額 13,915 百万円

・漁船の被害状況（平成24年3月5日現在）

被災漁船数 873 隻、被害報告額 6,022 百万円

取組の方向性

- 漁業再開に向け、引き続き水産業共同利用施設、漁船・漁具等の復旧に向けた支援を継続する。
- 引き続き、漁業協同組合等による漁場に堆積した津波により壊れた建物等の撤去を支援するとともに、県も重機等を用いた撤去を行う。
- 漁業者や水産加工業者に対し、経営維持に必要な資金の無利子での融資を継続する。
- 他県施設での種苗生産を進めるとともに、施設復旧の方向、財源の確保についての検討を進める。

(3) 委員からの意見

5 農林水産業再生プロジェクト

(4) 評価委員からの意見に対する県の今後の対応

--

6 中小企業等復興プロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 中小企業等の振興

課題等

- 県内中小企業者は震災以前より円高や原油高、デフレ等厳しい状況に置かれるとともに、原発被災地での復旧の遅れなど、地域や業種などそれぞれの状況に応じた支援が必要。
- 食品のみならず県産品の購入が避けられるなど、風評被害が依然として続いており、その対策が必要である。

取組の方向性

- 中小企業に対する各種支援の継続及び財源の確保を行っていくとともに、企業からの相談・ニーズに対して細やかな対応を引き続き行っていく。
- 国内外へ向けた正確な情報発信や、加工食品や製造品などの放射能検査への支援、大型展示会の活用等、風評の払拭及び新たな販路の開拓に向けた取組を引き続き行っていく。

② 企業誘致の促進

課題等

- 放射能による風評被害の著しい本県の復興のためにはふくしま産業復興企業立地補助金や復興特区制度等、他県より抜きん出た優遇制度を活用しての企業立地促進の取組を継続していくことが重要である。また、ふくしま産業復興企業立地補助金について、県内外の企業より予想以上の需要があることから、財源の確保が必要となっている。
- 復興特区制度をはじめとした優遇制度について、十分な活用が求められる。
- 企業立地を促進するため、仮設住宅等への供用などにより、不足した工業団地に代わる団地の早急な造成が求められている。

取組の方向性

- 引き続き、企業立地補助金について国への予算拡充に向けた要求を続け、申請企業への確実な補助が可能となる財源を確保する。
- 他の優遇制度含め周知徹底を行う等、より多くの事業者の活用に向けた細やかな取組を行っていく。
- さらなる企業誘致促進に向け、受け皿である工業団地の整備を支援する。

・ふくしま産業復興企業立地補助金の指定状況等

第1回目の申請受付において299件の申請があり、うち167件(補助金ベースで約1,500億円)を指定(採択)。要件を満たしている123件については保留としている。

・復興特区法に基づく課税の特例に係る指定の状況(平成24年6月末時点)

	青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	計
指定件数	43	14	106	9	196	368
指定事業者等の数	42	12	83	7	143	287

※国による各県の復興推進計画の認定時期は以下の通り。

青森県:3月2日、岩手県:3月30日、宮城県:2月9日、福島県:4月20日、茨城県:3月9日

6 中小企業等復興プロジェクト

(3) 委員からの意見

(4) 評価委員からの意見に対する県の今後の対応

7 再生可能エネルギー推進プロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 再生可能エネルギーの導入拡大

課 題 等

- 県内エネルギー需要量の100%以上のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すためには、多くの種類の再生可能エネルギーについて、幅広く導入拡大を実現することが課題となる。
- 再生可能エネルギーの導入拡大を図るうえで、再生可能エネルギー関連人材の育成は必須の課題となっている。
- 地熱発電や洋上風力発電等の導入及び拡大には地元や関係団体の理解及び、規制への対応等が課題となる。

取組の方向性

- 地熱発電や洋上風力発電等については、事業者と連携し、関係者との合意形成及び規制緩和に向けた支援等を検討していく。
- 民間団体等とも連携し、引き続き再生可能エネルギー関連人材の育成の取組を行っていく。

<震災以前における福島県の再生エネルギー導入実績>

種 類	2002 年度実績		2009 年度実績		
	原油換算 ²⁾	設備容量	原油換算 ²⁾	設備容量	倍率
太陽光発電	1,866kl	7,800kW	9,298kl	38,874kW	5.0
太陽熱利用 ³⁾	11,170kl		11,262kl		1.0
風力発電	1,480kl	3,713kW	27,856kl	69,880kW	18.8
水力発電 (うち小水力発電)	1,591,153kl (20,091kl)	3,955,610kW (14,400kW)	1,598,281kl (20,091kl)	3,973,490kW (14,400kW)	1.0 (1.0)
地熱発電	77,732kl	65,000kW	77,732kl	65,000kW	1.0
バイオマス発電	8,816kl	7,760kW	75,390kl	66,360kW	8.6
バイオマス熱利用	55,743kl		123,760kl		2.2
バイオマス燃料製造 ⁴⁾	0kl		597kl		—
温度差熱利用	175kl		175kl		1.0
雪氷熱利用	6kl		29kl		4.8
合計	1,748,141kl		1,924,379kl		1.1
(大規模水力発電と地熱発電を除く再生可能エネルギー)	99,347kl		268,458kl		2.7
二酸化炭素削減量 (t-CO ₂) ⁵⁾	4,580,12		5,041,873		

7 再生可能エネルギー推進プロジェクト

② 最先端技術開発などを実施する研究開発拠点の整備

課題等

- 独立行政法人産業技術総合研究所による郡山市への研究拠点の建設及び福島県沖における洋上ウィンドファーム実証研究事業が決定する等取組は進んでいるが、着実な実施が求められている。
- 研究開発拠点整備後の再生可能エネルギー関連産業の集積に向けた体制づくりが必要である。

取組の方向性

- 本県復興にさらに必要となる研究機能の検討や財源の確保を図る。
- 研究機関と地元企業の連携や産業振興等の観点を踏まえ、拠点の有効活用に向けた検討を引き続き実施していく。

③ 再生可能エネルギー関連産業の集積・育成

課題等

- 企業による研究開発への補助事業等、関連産業の育成に向けた取組を実施しているが、研究のみで終わるのではなく、商品化という結果に着実に結びつけることが求められている。
- 再生可能エネルギー関連産業の集積を進める上で、県内企業の育成を進めていくことも課題となっている。

取組の方向性

- 着実な商品化に向けて企業の育成や情報発信、販路開拓等の支援を行っていく。
- 産業集積及び企業の育成に向けて、再生可能エネルギー関連産業強化事業等の取組を進め、民間団体等と連携しての情報共有・発信や人材育成支援・ビジネスマッチング支援を行っていく。

④ スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産地消の推進

課題等

- スマートコミュニティの実証・導入事業について、現在取組を進めている市町村への支援を行い、スマートコミュニティの構築を実現させるとともに、県内への普及を図る必要がある。

取組の方向性

- 実施市町村に対しマスタープラン策定に向けた検討会への職員派遣等、スマートコミュニティ実現に向けた側面支援を行っていく。
- 県内での新たなスマートコミュニティ計画の創出に向けた検討・取組を行う。

(3) 委員からの意見

(4) 評価委員からの意見に対する県の今後の対応

8 医療関連産業集積プロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 医療福祉機器産業の集積

課題等

- 県内企業の新規参入と県外からの企業進出を促進するためには、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する医療機器開発・安全評価拠点の整備が求められている。
- 県内での医療福祉機器産業のさらなる技術力向上や付加価値の向上を目指すため、企業や医療機関等の研究開発を促進していくことが求められている。あわせて、製品の販路開拓していく必要がある。

取組の方向性

- 日本国内でも独自の機能を持つ拠点整備のための財源を確保するとともに、今後も拠点整備に向けた検討を進める。
- 医療機器等の開発・実用化には一定の期間を要することから、企業や医療機関等を継続的に支援していくとともに、県内中小企業の優れた技術・製品を海外へ発信することでビジネスチャンスの拡大を図る。

② 創薬拠点の整備

課題等

- 県民の健康維持・増進や地域経済の活性化につながる新規薬剤の研究開発支援拠点について、早急の整備が求められている。

取組の方向性

- 現在、研究開発支援拠点に関する基本構想の検討を進めているが、今後はさらに基本設計、実施設計の検討をしていく。

(3) 委員からの意見

(4) 評価委員からの意見に対する県の今後の対応

9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 福島県内におけるきずなづくり

課題等

- 本県は、原子力災害により、放射線による健康上の不安などから多くの若い世代が避難し、地域における世代間の繋がりが壊れてきてことなどから、祭りなどの地域の伝統・文化の継承、文化活動やPTA活動などの地域コミュニティ活動が困難となっており、その再生が必要である。
- 避難が広域化及び長期化していることから、地域コミュニティの維持が難しく、避難者のニーズも多様化していることから、その対応が求められている。

取組の方向性

- 地域コミュニティの再生のため、その継続的な活動を担う人材の確保や人材育成、交流の機会及び場の提供、多くの住民が参加できるような取組を推進する。
- 避難先地域との交流会などを通じた新たなコミュニティづくりや、避難者の多様化したニーズに対応したきめ細やかな支援、民間団体やNPO等と連携・協力した対応を強化する。

② 県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくり

課題等

- 県外避難者については、避難元自治体からの情報提供が不足していること、避難者同士の交流の場が少ないことなどが課題となっている。
- 交流イベント等は、一過性とならないよう継続的な取組が求められている。
- ふくしまを応援いただいている層が新しいきずなづくりの起点となると考えられることから、この層に対する積極的な働きかけが必要である。

取組の方向性

- 県外避難者に対してのさらなる情報発信の強化、受入都道府県や市町村との連携及び情報共有、避難者支援活動団体等に対する新たな支援などを検討する。
- 交流イベントについて、一層ふくしまに興味や愛着を持てるような内容の充実と継続的な実施のための支援を行う。
- ふくしまを応援いただいている「ふくしまファンクラブ」の会員拡充を図るとともに、イベント等への参加を促すなどファンクラブ会員に向けた活動を強化する。

③ ふくしまにおける復興へ向けた取組や情報の発信

課題等

- 尾瀬や猪苗代湖など自然環境の美しさが高く評価されていた本県は、今回の震災により、深刻な事故を起こした原子力発電所の所在する地「フクシマ」として国内外に広まり、県下全域に風評被害が及んでおり、その払拭が必要である。

9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト

- 東日本大震災から1年以上が経過し、未曾有の大災害であったにもかかわらず、特に県外においては、災害の風化が懸念されている。

取組の方向性

- 本県の原子力災害等からの復興の姿を示すため、国内外に、ふくしまの情報を正確でわかりやすく継続的に発信するとともに、復興に向けた前向きなイメージをさらに創り上げていく。
- 地震、津波、原子力災害の体験や教訓を次世代に継承することが重要であることから、資料の収集や保管ばかりではなく、県民等にわかりやすく伝えることができるよう、周知の方法や資料の有効活用などについて取り組む。

(3) 委員からの意見

(4) 評価委員会からの意見に対する県の今後の対応

10 ふくしまの観光交流プロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 観光復興キャンペーンの実施

課題等

- 本県は美しい自然環境、温泉といった観光資源に恵まれ、観光は主要産業の一つであるが、東日本大震災後、県下全域に風評被害が及び、修学旅行者数を始めとした観光客の大幅な減少に見舞われていることから、その払拭が必要である。

◆ 福島県における延べ宿泊者数【出典：観光庁統計】

(単位：人)

	4～12月 計	4～6月	7～9月	10～12月
平成22年	8,097,760	2,437,510	3,036,790	2,623,460
平成23年	6,602,488	1,696,894	2,408,657	2,496,937
対前年比	△1,495,272	△740,616	△628,133	△126,523
増減率	△18.5%	△30.4%	△20.7%	△4.8%

※避難者の受入数を除く。

取組の方向性

- 風評被害を払拭するためには、国内外への正確な情報発信、県として全体的な戦略や戦術が求められていることから、国、市町村、関係団体等と連携しながら、ふくしまの復興に関する適切な情報発信およびPR活動にさらに取り組むとともに、県ゆかりの歴史上の人物や地域の文化等を紹介するなど、ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかける。

② 観光振興と多様な交流の推進

課題等

- 国際会議、芸術文化・スポーツ等の大会の誘致にあたっては、会場の整備、宿泊施設確保などの受入側体制の整備、今後の継続的な開催が求められる。
- 外国人観光客誘致については、風評被害の払拭が重要であるが、国外における本県のイメージは未だ厳しいものとなっている。
- 海外との窓口となる福島空港の利活用については、渡航制限を緩和する動きが出てきているが、国際定期路線再開には至っていないことから、再開に向けた取組が必要である。

・ 福島県における国際会議開催数

平成22年度：1件

平成23年度：9件

※国際会議の定義：3か国、50人以上の参加、1日以上開催

・ 福島県における延べ外国人宿泊者数【出典：観光庁統計】

	平成22年 (4～12月)	平成23年 (4～12月)	増減数	増減率
宿泊者数	71,170人	12,550人	△58,620人	△82.4%

10 ふくしまの観光交流プロジェクト

取組の方向性

- 受入体制の整備を図るため、市町村や関係団体等と情報共有や協力体制を確立するとともに、継続的な開催のためには国等と連携して引き続き誘致活動を行う。
- 国を始め、隣接県や県内の市町村・観光団体等との連携を密にしつつ、正確な情報発信や風評被害払拭のPRに引き続き取り組む。
- 外国人観光客の再誘致と福島空港の国際定期路線の再開に向け、外務省や観光庁と連携しながら、本県の正しい情報を発信するとともに、国際会議等の本県開催や他県等と広域連携し、海外の旅行エージェントやマスコミを招聘するなど、効果的に本県の風評被害の払拭に取り組んでいく。

(3) 委員からの意見

(4) 評価委員からの意見に対する県の今後の対応

1 1 津波被災地復興まちづくりプロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 「多重防御」による地域の総合防災力の向上

課題等

- 多重防御の取組における海岸堤防の嵩上げ、防災緑地・海岸防災林の整備、二線堤機能も備えた道路整備等について、事業用地の確定、警戒区域内や解除となった地域の復旧工事及び工事实施に伴い発生する土砂や廃棄物等の処理などの課題がある。
- 復興特別区域法を活用した防災集団移転促進事業については、3市1町の57地区において国から事業化が認められ、着手が可能となっており、今後事業の早期実施が求められている。
- 防災集団移転促進事業においては、まちづくりの方針に係る住民の合意形成を図っていく必要がある。
- 海岸防災林等の復旧については、事業規模が大きいため、事業期間の長期化が想定される。

取組の方向性

- 避難指示区域等に立ち入る住民の安全確保や避難指示解除後の住民の早期帰還のため、関係市町村と協議・調整の上、海岸堤防の嵩上げ、防災緑地・海岸防災林の整備、二線堤機能も備えた道路整備等の事業を計画的に実施していく。
- 事業用地の確定と土地所有者の確認を早急に行い、事業の早期実施を図っていく。
- 土砂や廃棄物等の処理方法について早期に示すよう、国に要望するとともに、仮置場の確保に向け、国や市町村と連携を図っていく。
- 防災集団移転促進事業や土地区画整理事業については、住民の意見を十分に反映させるため、それぞれの市町村において丁寧な意見交換等が行われるよう支援していく。
- 海岸防災林等の復旧については、復旧期間3か年を超えての事業実施を可能にすることや、全体事業費の確保等について、国に求めていく。

② 防災意識の高い人づくり・地域づくり

課題等

- 東日本大震災では、避難が広域化・長期化した場合の自治体間の連携強化、物資の円滑な調達・供給に向けた関係機関との協定の拡充、災害対策本部事務局の円滑な稼働など初動対応に係る課題が明らかになっており、その対応が必要である。
- 地域の防災力の向上のためには、行政の取組はもとより、住民一人ひとりが自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が重要である。
- 児童生徒等の安全確保を図るためには、防災意識を高め、主体的に行動する態度等を育成していかなければならない。

1 1 津波被災地復興まちづくりプロジェクト

取組の方向性

- 県では 11 月を目途に、まず早急に対応が必要な初動対応を中心に地域防災計画の見直しを行う予定である。
- 地域の防災の要となる地域リーダーの育成を支援していく。
- 地域コミュニティの核となる公民館等において地域住民の防災意識を高めるための体制づくりを進める。
- 防災に関する基本的知識の習得や様々な災害を想定した避難訓練の実施などに取り組んでいくとともに、市町村の防災担当部局と学校が連携し、地域の実情に応じた学校安全の体制整備を図っていく。

③ 地域とともに取り組むまちづくり

課題等

- 早期の復興を果たすためには、地域住民や地元企業等が参画した復興まちづくり会社やまちづくり団体など住民主体の担い手が必要となっている。
- 被災したまちなみの再生をデザインする復興計画を策定するには、地元の合意形成が必要である。

取組の方向性

- 復興まちづくりに取り組む市町村や団体、法人に対し、まちづくり会社の設立や復興課題の解決等をサポートできる専門家を派遣する。
- まちなみの再生をデザインする復興計画を策定しようとする市町村や団体等に、景観の専門家を派遣する。

(3) 委員からの意見

(4) 評価委員からの意見に対する県の今後の対応

12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

(2) 課題等と取組の方向性

① 「浜通り軸」の早期復旧・整備と生活支援道路の整備

課題等

- 浜通りの復興を支援するためには、常磐自動車道の一日も早い全線供用が求められている。
- 警戒区域内の年間 20mSv 未満の区間で順次工事が再開されているところであるが、工事の実施に伴い発生する土砂などの処理に課題がある。

取組の方向性

- 常磐自動車道の供用目標が示されたことを踏まえ、事業主体である東日本高速道路株式会社との連携により、一日も早い全線供用を目指す。

② 東西連携道路など、災害に強く本県の復興を推進する道路ネットワークの構築

課題等

- 被災地の早期の復旧・復興を図るため、国の平成 23 年度第 3 次補正予算により復興支援道路に位置づけられた東北中央自動車道（相馬～福島）の整備を行っているところであるが、霊山～福島間については未着手となっており、早期着手が求められている。
- 災害に強い道路ネットワークの構築に当たっては、地域間連携道路の整備等と防災・震災対策（橋りょう補修等）に係る事業について早期着工に向けた準備を進めるとともに、避難指示区域の見直し等により、住民の生活圏が再編されるという状況への対応が必要である。

取組の方向性

- 国等と緊密に連携しながら、霊山～福島間について早期事業化を図っていく。
- 避難指示区域等の見直しにより帰還した住民を支援するためにも、生活支援道路の整備を早急に進めていく。

③ 港湾・空港等の機能強化

課題等

- 震災の影響により、国際定期路線が運休するなど、福島空港の利用者数が減少している。

・平成 23 年度福島空港の利用状況

客数	209,695 人（対前年度比△76,680 人	うち国際線△60,526 人）
便数	4,684 便（対前年度比 △ 997 便	うち国際線 △ 581 便）

取組の方向性

- 空港の物流や防災機能を強化するとともに、貨物施設の利用促進、さらには、震災以降運休している国際定期路線の早期再開に向けた取組を行っていく。

④ JR常磐線・只見線の早期復旧

12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

課題等

- 地域の復興再生に不可欠なJR常磐線、JR只見線について、全線復旧の見通しが立っていない。

・JR不通区間

- ・JR常磐線不通区間 広野～原ノ町及び相馬～亘理
- ・JR只見線不通区間 会津川口～大白川
(只見～大白川については、平成24年10月1日に運転再開予定)

取組の方向性

- 県としての取組はもとより、国が責任を持って地元自治体やJR東日本と連携を図り、適切な指導、技術的支援及び財政的支援を行うよう、継続して求めていく。
- JR常磐線の相馬駅以北の復旧については、内陸側への移設を行うに当たり、新地町のまちづくりと一体的に進めていく。

⑤ 情報通信基盤の強化

課題等

- 福島県総合情報通信ネットワークは、老朽化により生じる問題のほか、大きな余震等により通信が途絶する可能性があり、災害に強い通信体制を構築することが求められている。

取組の方向性

- 通信系統の二重化など、安全性、経済性、機能性に優れた新システムへの更新が、平成24年度中に完了するよう整備を進める。

(3) 委員からの意見

(4) 評価委員からの意見に対する県の今後の対応